

(一社)宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金制度について

一般社団法人 宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会

1. 目的

和牛枝肉価格が低迷している中で、生産者及び関係団体が積立金を積み立てておき、和牛枝肉価格が異常に下落したときに、これを補てんして肥育農家の経営の安定と存続を図ることを目的とする。

2. 対象となる肉牛

黒毛和種去勢、雌の未経産及び一産取り肥育牛
(但し、枝肉重量280kg以下及び病畜等は対象から除きます。)

3. 生産者積立金

生産者は、出荷牛の精算時に下記の積立金を支払っていただきます、

(1)通常積立金

肉牛1頭当たり2,500円を積立てます。

区分	生産者	JA	経済連	合計
通常積立金	1,500	500	500	2,500

※県連直対農家については、上記区分を原則に個別に決定

(2)高価格積立金

肉牛出荷1頭当たり5,000円とします。(生産者のみ積立て)

高価格基準価格は、経済連和牛枝肉価格A4-2の価格が2,880円以上とします。

4. 特別積立金

基金の発動が3年間なかった場合、生産者の積立金は無事戻して返却しますが、肥育農家の経営が安定していれば、その戻し金額の一部を特別積立金として積立てることができます。これも全て、枝肉価格下落時の補てん金として全て支出していきます。

5. 補てん基準価格設定の考え方

- (1) 基準価格は、国内市況、生産原価、消費動向と基金協会の財源を見極めながら決定する。
- (2) 生産原価の調査は、各JA素牛購入価格と県内肥育牛生産費調査(九州農政局宮崎統計情報事務所調べ)を参考にする。
- (3) 全国及び地域肉用肥育経営安定対策事業が一本化され、新肉用牛肥育経営安定対策事業として推定所得が推定家族労働費を下回った場合、その差額の8割が補てんされるので、本基金は家族労働を除いた生産原価を補てん基準価格とする。
- (4) 基準価格は、四半期別に設定する。
- (5) 補てん単価は、一律10,000円とする。